



- 目次
- ① 今月のお知らせ
 - ② コラム【Q&A】
 - ③ 事故回収
 - ④ ちょっと深く、少し考えてみよう
 - ⑤ 食品ラベル案内
 - ⑥ フードラベル・熱量確認テスト
 - ⑦ 海外シリーズ

【今月のお知らせ】 最近の気になる改正

食品表示基準と機能性表示食品の具体的指針がでる！！

「食品表示基準」について、消費者庁の見解とQ&A、及びガイドラインが3月31日の昼過ぎに消費者庁のHPで公表されました。

食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号)

⇒本体、別添を含めて405頁からなります。新基準に対する見解を示すとともに、添加物やアレルギーの各種リストや検査方法等が掲載されています。

食品表示基準Q&Aについて(平成27年3月30日消食表第140号)

⇒本体、別添を含めて553頁からなり、合計797のQ&Aが掲載されています。

目次だけでも55頁あります。

短期間に公表した関係上、正確でない箇所もあります。今後は各内容の確認をして、従来との変更点を整理する必要があります。

(弁当－10) 弁当、おにぎり、サンドイッチ、惣菜の具体的な表示例を教えてください。

② おにぎり

名 称	おにぎり
原材料名	ご飯、 <u>鮭</u> 、のり、食塩、(一部に <u>小麦</u> ・ <u>大豆</u> を含む)
添 加 物	調味料(アミノ酸等)、pH調整剤
消費期限	〇〇. 〇〇. 〇〇
保存方法	直射日光及び高温多湿を避けてください
製 造 者	〇〇食品株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇

例：弁当・惣菜の
Q&Aより
アレルギーの一
括表示が？です。

コラム【Q&A】

【Q9】 表示する場所が他になく、一括表示の枠内にアレルゲンのコンタミ注意喚起文を記載できますか？

【A9】 記載できます。

アレルゲンのコンタミネーションに対する注意喚起は、消費者の選択に資する大切な情報と考えられます。したがって、食品表示基準別記様式一備考12により、このような表示事項は一括の枠内に記載できるとされています。

原材料名の欄と区分して ▲等の記号でわかるように記載されていれば、原材料名の欄の次に記載しても問題ありません。

<参照資料:食品表示基準別記様式一備考12、同基準Q&A 別添アレルゲンを含む食品に関する表示(G-3)>

【Q10】 複合原材料の括弧書きのその他の中に「魚醤」が配合されています。このため原材料名に「魚醤」の文言がありません。この場合、アレルゲンの一括表示に「(一部に●●魚醤(魚介類)を含む)」と記載できますか？

【A10】 記載できます。

「魚介類」の文言は特定原材料等ではありません。例外規定表示として、たん白加水分解物(魚介類)、魚醤(魚介類)、魚醤パウダー(魚介類)、魚肉すり身(魚介類)、魚油(魚介類)、魚介エキス(魚介類)の6品のみ認められた連語です。従って、原材料名に直接の表示がない場合は一括表示として、(一部に魚介類を含む)ではなく、(一部に魚醤(魚介類)を含む)として表示します。

<参照資料:食品表示基準 Q&A 別添アレルゲンを含む食品に関する表示(H-2)>

【Q11】 旧めん類等用つゆ品質表示基準のつゆの範囲の中にたれ(焼肉のたれ等)は該当しますか？

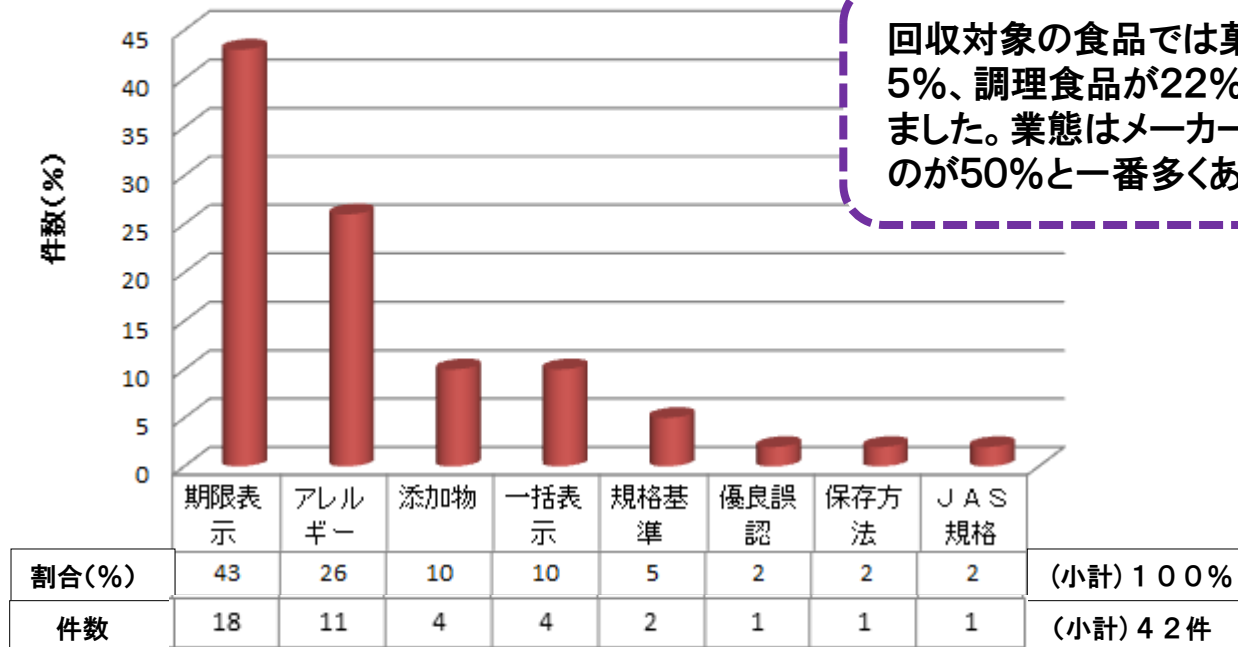
【A11】 該当しません。

そば、うどん等のめん類のつけ汁、かけ汁若しくは煮込汁又は天ぷらのつけ汁として用いる液体(天ぷらつゆ)等が対象です。焼き肉等のたれ、中華めんスープ、加工しょうゆ等は対象外です。ただし、当該品質表示基準は他の個別基準と同様に廃止されましたが、その個別の内容は新基準に移行せず、新基準の一般的な事項に吸収され消滅しました。

食品表示による自主回収の内訳(2015年3月分)

3月に公表された食品表示事故による回収件数を集計しました。企業告知、行政告知のあったものは38件(違反項目別件数42件)ありました。42件の%を棒グラフにまとめました。

表示違反回収件数
15年3月



回収対象の食品では菓子類が25%、調理食品が22%占めていました。業態はメーカーによるものが50%と一番多くありました。

<平成27年3月 こう食品法令 調べ>

食品表示法の目次一覧表 ①

僅か23条の条文の目次から、消費者保護の理念と新基準の遵守、その監視体制の覚悟が読み取れます。

章	条(1~23)	項目	内容
第1章	1	(目的)	
	2	(定義)	
総則	1項		食品とは
	2項		酒類とは
	3項		食品関連事業者等とは
	3	(基本理念)	
	1項		消費者基本法の一環
	2項		事業者間の公正な競争の確保
第2章	4	(食品表示基準の策定等)	
食品表示基準	1項		表示事項、遵守事項
	2項		協議と消費者委員会の意見の聴取
	3項		厚労大臣による策定の要請
	4項		農水大臣による策定の要請
	5項		財務大臣による策定の要請
	6項		基準変更の場合に準用
	5	(食品表示基準の遵守)	

食品表示法の目次一覧表 ②

章	条(1~23)	項目	内容
第3章 不適正な表示に 対する措置	6	(指示等)	
	1項		総理大臣・農水大臣による指示
	2項		大臣への通知
	3項		酒類に対する指示
	4項		大臣の通知
	5項		総理大臣による措置命令
	6項		農水大臣による措置命令の要請
	7項		財務大臣による措置命令の要請
	8項		回収、業務停止命令
	7	(公表)	指示、命令の公表
	8	(立入検査等)	
	1項		物件の提出、立入検査、無償収去
	2項		農水大臣による立入検査等
	3項		財務大臣による立入検査等
	4項		証明書の携帯
	5項		権限の解釈
	6項		食品衛生監視員
	7項		収去試験の委託
	8項		大臣への通知
	9項		大臣の通知
	9	(センターによる立入検査等)	
	1項		物件の提出、立入検査、無償収去
	2項		農水大臣による立入検査等
	3項		財務大臣による立入検査等
	4項		証明書の携帯
	5項		権限の解釈
	10	(センターに対する命令)	

食品表示法の目次一覧表 ③

章	条(1~23)	項目	内容
第4章 差止請求と申出	11	(適格消費者団体の差止請求権)	
	12	(内閣総理大臣等に対する申し出)	
	1項		申出
	2項		酒類に対する申出
第5章 雑則	3項		調査と措置
	13	(内閣総理大臣への資料提供等)	
	14	(景品表示法の適用)	
	15	(権限の委任等)	
	1項		消費者庁長官に委任
	2項		国税庁長官に委任
	3項		地方支分部局の長に委任
	4項		都道府県知事による事務代行
	5項		知事、市長、区長による事務代行
	16	(再審査請求)	
第6章 罰則	17	3年以下の懲役と罰金3百万以下	危害の発生、緊急の必要時の命令違反
	18	2年以下の懲役と罰金2百万以下	基準の表示違反
	19	2年以下の懲役と罰金2百万以下	原産地表示違反
	20	1年以下の懲役と罰金1百万以下	措置命令違反
	21	罰金50万以下	虚偽の報告等
	22		両罰規定
	1項		行為者と法人
	2項		訴訟行為の代表
	23	過料	センターによる命令違反

食品ラベル案内 ラベリングの外縁から見てわかる表示ガイド

006. 食品表示法の趣旨と骨子を理解する ①

		旧法	新法
1	目的	① 健康危害を防止 ＜食品衛生法＞ ② 食品選択＜JAS 法＞ ③ 栄養表示の表示 ＜健康増進法＞	① 「 安全性の確保 」と「 選択の機会の確保 」のた めに、表示の適正を確保し消費者の利益の増進 を図る。 ② 生産・流通の円滑化、食品の生産の振興に寄 与する。
2	基本理念	—	① 必要な情報の提供は <u>消費者の権利</u> である。 消費者の <u>自立を支援</u> ② 小規模の食品関連事業者への配慮。
3	指示	JAS法のみあり	業務停止命令まで含む
4	公表	JAS法のみあり	指示・命令、回収・業務停止時の公表
5	立入検査	任意の提出	物件提出命令、質問調査権の新設

食品ラベル案内 ラベリングの外縁から見てわかる表示ガイド

006. 食品表示法の趣旨と骨子を理解する ②

		旧法	新法
6	差止請求件	—	適格消費者団体による差止請求権により消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。
7	申出制度	JAS法のみあり	一個人が行政機関に直接不適正表示について申出ができる制度。
8	両罰規定	表示違反⇒1億円以下の罰金	安全の表示違反による回収・業務停止命令違反⇒3億円以下の罰金

フードラベル・力量確認テスト

【問6】 添加物に関する次の①～⑤の記述の中で、その内容が最も不適切なものを一つ選びなさい。解答のない場合は「0」と回答とします。

- ① 工程をアルコールで消毒した以外はアルコールを使用していない即席みそ汁に「酒精無添加」と表示できる。
- ② 生鮮食品には着色料の使用が禁止されている。
- ③ 無添加とは、食品添加物が、原材料の産地から最終加工食品完成までの全工程において、一切使用されていないことをいう。
- ④ 水溶性ビタミンの一種で皮膚や粘膜の健康維持に関わる必須栄養素であるビオチンは、保健機能食品以外の食品に使用してはならない。
- ⑤ 着色料(ウコン)はウコン色素と記載することもできる。

問題番号

回答欄

問6

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

原文

(d) Declaration of net content in package

The net quantity of the food present in the package is required to be declared on the label. The net quantity is derived using the Minimum Quantity System or the Average Quantity System, and must be expressed in terms of volumetric measure for liquid foods (for example, millilitres, litres), net weight for solid foods (for example, grams, kilograms) or either weight or volumetric measure for semi-solid or viscous foods such as tomato paste, yoghurt. In the case of weight measure, suitable words such as “net” shall be used to describe the manner of measure.

Food packed in a liquid medium² will be required to have both “net weight” and “drained weight” declared.

² Liquid medium is defined as water, aqueous solutions of sugar and salt, fruit and vegetable juices in canned fruits and vegetables only, or vinegar, either singly or in combination.

対訳

(d) 容器詰め商品の正味の内容量の表示

パッケージ内に入っている食品の正味量はラベルに表示されることが要求されます。正味量は最小量システムか平均量システムを用いて導き出されます。そして、その正味量は容積測定単位の用語で表わされなければなりません。液体食品(例えば、ミリリットル、リットルで)、固体食品の正味重量(例えばグラム、キログラムで)、トマトペースト、ヨーグルトのような半固体状や粘性食品の測定単位はどちらか一方の単位で表します。重量単位の場合は「正味重量」のような適正な文言が測定の方法を説明するために使用するべきです。

調味液 2 に充填された食品は、内容総量と固形量の両方表示することが要求されます。

調味液(液体培地)は、水、砂糖や食塩の水溶液、果物と野菜のみを缶詰にした果物や野菜のジュース、又は食酢、それらの単独または組み合わせとして定義されている。

【次シートにつづく】

<単語集>

net: 正味の、正味重量
volumetric: 容積測定の
medium: 媒体、手段

content: 容量
measure: 度量単位
drained weight: (缶詰の)固形物重量

quantity: 量
viscous: 粘性の
define: 定義する

derive: 導き出す
describe: 記述する

A Guide to Food Labelling and Advertisements, Singapore

原文

Examples of products that require drained weight declaration:

- (i) Products with liquid packing medium which is drained away prior to consumption of the product. The products include canned seafood in brine e.g. abalone, pacific clams, tuna, crabmeat and canned vegetables in brine such as button mushrooms, whole corn kernels, chickpeas, gingko nuts in water.
- (ii) Preserved/pickled products in liquid medium with salt, vinegar or sugar. The liquid medium is neither drained away nor consumed. The products include pickled green chilli, cucumbers, onions, capers, mustard greens, preserved ginger, salted plums.
- (iii) Canned fruit and vegetable packed in juices or sugar syrops. For this instance, juice content is not a decisive factor to purchase. The products include canned rambutans in pineapple juice, peaches, pears, lychees, longans in light syrup, fruit cocktail in syrup.

対訳

固形量の表示をする加工食品の例示:

- (i) 調味液に充填されている加工食品は、その製品を消費する前に製品の液体を流出します。製品は濃い塩水づけの水産缶詰、例えばアワビ、太平洋アサリ、マグロ、カニ肉と、水煮のマッシュルームボタン、ホールカーネルコーン、ひよこ豆、銀杏のような野菜缶詰があります。
- (ii) 酢や砂糖の調味液で保存若しくは漬物にした製品。調味液は液切りもされずまた消費もされません。製品は、漬物にした青唐辛子、きゅうり、たまねぎ、ケーパー、からしな野菜、保存したしょうが塩漬けプラムがあります。
- (iii) 缶詰の果物や野菜は、ジュースや砂糖のシロップ漬けた果物と野菜の缶詰。この場合、ジュースの含有量は、購入する上で決定的ではありません。パイナップルジュース漬けランブータン缶詰、ライトシロップ漬け桃、梨、ライチ、リュウガン缶詰、シロップ漬けの前菜缶詰があります。

【次シートにつづく】

<単語集> drain away: 流出する prior to: 先だって consumption: 消費 e.g.: 例えば
abalone: あわび crabmeat: カニ肉 chickpeas: ひよこ豆 gingko: イチョウ preserve: 保存
する pickled: 漬物にした neither A nor B: AでもなくBでもない consume: 消費する
cucumber: きゅうり caper: ケーパー syrup: シロップ decisive: 明確な、決定的な
purchase: 買う rambutan: ランブータン lychee: ライチ longan: リュウガン cocktail: (果物・
エビなどの)前菜

A Guide to Food Labelling and Advertisements, Singapore

原文

Examples of products that do not require drained weight declaration:

- (i) Products for drinking which contain solid bits. For such products, the liquid portion forms the most part of the product. These products include grass jelly drink, fruit juice with aloe vera bits, juice drink with nata de coco, birds' nest flavoured drink with jelly, bottled hashima dessert.
- (ii) Products containing solid food in gravy, paste or sauce which are meant to be consumed as a dish. The products include shark's fin soup, peanut soup, curry chicken, sardines and baked beans in tomato sauce, fried gluten in soy sauce, braised peanuts and vegetarian mock meat in soy sauce, kimchi and sauerkraut.
- (iii) Products containing solid food in oil predominantly. The products include canned seafood such as tuna, anchovies in vegetable oil, sundried tomato in oil and fermented beancurd.
- (iv) Products containing solid food with small amount of water due to syneresis. The products include beancurd and jelly.

対訳

固形量の表示を必要としない加工食品の例示:

- (i) 固体の小片を含む飲料製品
そのような製品は製品の大半が液体で占められる。
これらの製品には、草ゼリー飲料、アロエベラ小片入りフルーツジュース、ナタデココ入り果汁飲料、鳥の巣風味のゼリードリンク、ボトル入りハシマデザートがあります。
- (ii) 料理として消費向けであるグレービー、ペーストやソースに固形食を含む製品
製品には、フカヒレスープ、ピーナッツスープ、トマトソースのカレーチキン、イワシ、いり豆、しょうゆの中の揚げたグルテン、しょうゆの中の軽く炒ったピーナッツと菜食のにせの肉、キムチ、ザウアークラウトが含まれます。
- (iii) 油漬け固形食を含む製品。
製品には、植物油脂に浸けたツナやアンチョビーのような水産缶詰、油や発酵した豆腐に浸けた各種トマトが含まれます。
- (iv) 離水のために少量の水に浸した固形食を含む製品
製品には豆腐やゼリーが含まれます。

【次号につづく】

<単語集> bit:小片 portion:一部 grass:草 nest:巣 flavoured:風味に富んだ
gravy:グレービー(肉汁からつくるソース) be meant to be:~用である consume:消費する
dish:料理 braise:軽く炒めてとろとろ煮る mock:にせの sauerkraut:ザウアークラウト、
塩漬けキャベツ predominantly:優勢に sundry:いろいろの ferment:発酵させる
beancurd:豆腐 syneresis:離水

編集後記

4月1日から食品表示法が施行されました。

新食品表示基準に関する見解の通知と具体的なQ&Aも同時に公表されました。行政サイドの期限厳守の強い姿勢を感じます。公表された資料が膨大なため、一つ一つその内容を吟味し、従来との変更点を理解する必要があります。今後はその変更点を整理し、まとめていく予定です。

また、会員の方で確認テストを解答くだされば、その回答と簡単な理由をご説明いたします。ご利用くだされば幸甚です。ご質問もお待ちしております。

月刊 こう食品法令【2015年4月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。